

個人所得税法修正案の公開

2011年4月25日に『個人所得税法修正案（草案）』に対する公開意見募集が開始されています。これまで報道などで漏れ伝わっていた基礎控除の引き上げも明記されており、低額収入者には減税、中～高額収入者には増税となる内容になっています。なお、当草案の意見募集締め切りは5月31日までとされています。

1. 修正案の概要

(1) 基礎控除額

現行：2,000元 ⇒ 修正案：3,000元

なお、外国籍人については上記基礎控除額のほか追加控除として2,800元が加算されますので、修正案に基づく外国籍人の控除額は、3,000元+2,800元=5,800元となります。

(2) 累進税率の見直し（税金個人負担方式（税込金額から計算する場合））

現 行				修 正 案			
段階	月額課税所得額※	税率	速算控除額	段階	月額課税所得額※	税率	速算控除額
1	0～500元以下	5%	0元	1	0～1500元以下	5%	0元
2	500元超～2,000元以下	10%	25元	2	1,500元超～4,500元以下	10%	75元
3	2,000元超～5,000元以下	15%	125元	3	4,500元超～9,000元以下	20%	525元
4	5,000元超～20,000元以下	20%	375元	4	9,000元超～35,000元以下	25%	975元
5	20,000元超～40,000元以下	25%	1,375元	5	35,000元超～55,000元以下	30%	2,725元
6	40,000元超～60,000元以下	30%	3,375元	6	55,000元超～80,000元以下	35%	5,475元
7	60,000元超～80,000元以下	35%	6,375元	7	80,000元超	40%	9,475元
8	80,000元超～100,000元以下	40%	10,375元				
9	100,000元超	45%	15,375元				

※中国籍人：月額課税所得額＝給与収入△基礎控除額、外国籍人＝月額課税所得額＝給与収入△基礎控除額△追加控除額（2,800元）

(3) 申告納税期限の統一

現行の個人所得税の申告納税期限は毎月7日とされていますが、修正案では**個人所得税も他の税法（増値税・営業税・企業所得税予定納税）と同様に毎月15日を申告納税期限**とするとしています。

2. 修正案による影響額試算

(1) 中国籍人で月額額面給与15,000元の場合

- ① 現行の場合の納税額 (15,000元△2,000元) × 20% △ 375元 = 2,225元
- ② 修正案の場合の納税額 (15,000元△3,000元) × 25% △ 975元 = 2,025元 (減税200元)

(2) 中国籍人で月額額面給与20,000元の場合

- ① 現行の場合の納税額 (20,000元△2,000元) × 20% △ 375元 = 3,225元
- ② 修正案の場合の納税額 (20,000元△3,000元) × 25% △ 975元 = 3,275元 (増税50元)

(3) 外国籍人で月額額面給与40,000元の場合

- ① 現行の場合の納税額 (40,000元△4,800元) × 25% △ 1,375元 = 7,425元
- ② 修正案の場合の納税額 (40,000元△5,800元) × 25% △ 975元 = 7,575元 (増税150元)

(4) 外国籍人で月額額面給与60,000元の場合

- ① 現行の場合の納税額 (60,000元△4,800元) × 30% △ 3,375元 = 13,185元
- ② 修正案の場合の納税額 (60,000元△5,800元) × 30% △ 2,725元 = 13,535元 (増税350元)

※ 上記内容は修正案であり、当該内容での執行が確定したものではありませんのでご注意ください。

いずれにしても、低所得者層に配慮し高所得者層からはしっかりと税収を確保するという姿勢でいることは間違いありません。

(以上)